

衆議院 第二百四回国会 議院 運営委員会 議 録 第二十九号

令和三年四月二十日(火曜日)

正午開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君

理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君

理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君

理事 睦元 将吾君 木村 次郎君

高村 正大君 武井 俊輔君

武部 新君 根本 幸典君

藤丸 敏君 本田 太郎君

伊藤 俊輔君 高木 鍊太郎君

武内 則男君 日吉 雄太君

塩川 鉄也君 遠藤 敬君

浅野 哲君

議長 大島 理森君

副議長 赤松 広隆君

事務総長 岡田 憲治君

委員の異動

四月二十日

辞任

古賀 篤君

同日

辞任

睦元 将吾君

同日

睦元 将吾君

同日

睦元 将吾君

同日

睦元 将吾君

同日

睦元 将吾君

菅内閣総理大臣の米国訪問に関する報告についての発言及びこれに対する質疑に関する件
本日の本会議の議事等に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件についてであります。本件につきましては、お手元に配付してありますとおりの案で各会派の合意が得られましたので、その内容について御説明いたします。

本件は、現在実施いたしております歳費の月額削減措置を、本年十月三十一日まで継続しようとするものであります。

以上でございます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○高木委員長 それでは、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○高木委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

まえんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○高木委員長 次に、菅内閣総理大臣から、米国訪問に関する報告について発言の通告が参っております。

本発言及びこれに対する質疑は、本日の本会議において行うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本発言に対し、自由民主党・無所属の会の鬼木誠君、立憲民主党・無所属の緑川貴士君、公明党の佐藤茂樹君、日本共産党の赤嶺政賢君、日本維新の会・無所属の会の井上英孝君、国民民主党・無所属クラブの玉木雄一郎君から、それぞれ質疑の通告があります。

質疑時間は、鬼木誠君、佐藤茂樹君は各々十分以内、緑川貴士君は十五分以内、赤嶺政賢君、井上英孝君、玉木雄一郎君は各々七分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、米国訪問に関する報告について

内閣総理大臣 菅 義偉君

質疑通告 時間 要求大臣

鬼木 誠君(自民) 10分以内 総理

緑川 貴士君(立民) 15分以内 総理

佐藤 茂樹君(公明) 10分以内 総理、防衛
赤嶺 政賢君(共産) 7分以内 総理
井上 英孝君(維新) 7分以内 総理
玉木雄一郎君(国民) 7分以内 総理

○高木委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○岡田事務総長 まず最初に、日程第一につき、義家法務委員長の報告がございまして、立憲民主党、共産党及び維新の会が反対でございまして、

次に、日程第二につき、あかま国土交通委員長の報告がございまして、全会一致でございまして、

次に、日程第三につき、木原内閣委員長の報告がございまして、全会一致でございまして、

次に、日程第四ないし第六につき、馬淵決算行政監視委員長の報告がございまして、採決は二回になります。一回目は日程第四及び第五で、共産党が反対でございまして、二回目は日程第六で、全会一致でございまして、

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会議員歳費法改正案を緊急上程いたします。高木議院運営委員長の趣旨弁明がございまして、全会一致でございまして、

次に、菅内閣総理大臣から、米国訪問に関する報告がございまして、これに對しまして、六人の方々からそれぞれ質疑が行われます。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第十五号
令和三年四月二十日

午後一時開議
第一 少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 海事業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第二百一回国会、内閣提出)

第五 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百一回国会、内閣提出)

第六 令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百一回国会、内閣提出)

○高木委員長 それでは、今日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○高木委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る二十二日木曜日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三分散会

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和三年十月三

十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附則

この法律は、令和三年五月一日から施行する。

理由

議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和三年十月三十一日までの間、引き続き現行の削減措置を継続することとすることがある。これが、この法律案を提出する理由である。